

L. ソルトウ著

『ノルウェーにおける所得均等化』

Soltow, L.; *Toward Income Equality in Norway*

Madison, The University of Wisconsin Press, 1965, pp. xviii+155.

1 所得分配の均等化が福祉国家の注目すべき特長の一つであることはよく知られている。経済福祉のより高い段階では所得分配の均等度が高く、より低い段階では均等度も低くなるという一般的な傾向がみられる。ただ所得分配が経済学のなかでもとくに難問とされているのは、分配の決定要因がいわゆる経済プロパーのものにかぎらず、社会的、制度的、人口動態的分野にまで広がっていることに基くものである。さらに分配のなかでも要素分配については経済学的なツールによるかなりコンパクトな分析がなされているが、階層分布についてはこれに匹敵するような経済理論的な分析が困難であることも、所得分配の決定機構を明らかにできない大きな原因になっている。所得分布の均等度ないし不均等度をもっともよく反映するのは階層分布であるため以上の困難はきわめて重大といわなければならない。しかしいまのところこれに対する革新的な接近方法を期待できないとすれば、第1に従来の手法ないしその改良型によって所得分布変動の実態を明らかにし、第2にその経済的意味を追求するというゆき方がむしろ効果的であろう。

2 本書はノルウェーにおける階層別所得分布の長期的動向を分析し、そこから「福祉国家における所得分布の均等化傾向」をひきだしたばかりでなく、その経済的社会的インプリケーションにも鋭い追求の目を注いでいる。さらに分析手法にもいくつかの改良が加えられている。

本書は次のように構成されている。

- 1 資料と分析方法
- 2 経済条件の変動に伴う都市部の所得不均等
- 3 特定所得階層の所得不均等の尺度
- 4 特定主体の財産および所得変動
- 5 特定主体の生涯所得変動
- 6 所得分配に伴う社会政治的変動
- 7 ノルウェーにおける所得再分配効果

この分析にとられたのはノルウェーの18県のうち2県で、そこに含まれている8市全部がえらばれている。したがってこの調査はいわゆるノルウェー全土の所得分

配を扱ったものではないが、その長期的な傾向をうかがい知るのにさしつかえはないであろう。

過去100年間にノルウェーは飛躍的な成長をとげ、1人あたり国民所得は世界第10位(1958年)、投資率(対GNP)は民主主義国のなかでは第1位、市部人口も全人口の7分の1(1865年)から3分の1(1960年)に増加し、農業の就業人口は全人口の6分の1を占めるにすぎない。このような急速な経済成長は所得分配の変動を理解するためにまず第一に念頭におかなければならない点である。以下ではとくに重要な問題点を中心にして論評を試みることにしよう。

3 所得分布を考えるときには、はじめに所得の概念を明らかにしておかなければならない。著者がここで取上げている個人所得は基礎控除前の純所得であり、現物所得推計、帰属家賃地代、資本(損)益、ボーナス、年金、生命保険料、社会保険への被用者拠出分等もこれに含まれている。さてこのように定義された所得分布の不平等度の尺度として著者はジニの集中度係数

$$R = \frac{1}{2\bar{X}} \left[\frac{\sum_{r,s=1}^m |X_r - X_s| f_r f_s}{N^2} \right]$$

を採用する。ここで R , X_i , f_i , $\bar{X}$, N はそれぞれ集中度係数、所得変数、その度数、平均所得、標本数である。この係数は平均差で表わされているため分散のように不当な偏差の拡大をさけることができ、平均偏差とちがって中心極限定理によっていないという理論的メリットがある。これで見ると選ばれた標本のなかの標準的なモス市の集中度係数は1875年に0.485であったものが1960年には0.293と著減している。これはノルウェーにみられる所得分布の一般的な傾向を示しており、長期的な所得均等化の動向を看取することができる。事実10分位所得分布でみると最高第10分位の所得割合は1850年の50%から1960年には25%へ急減し均等化の長期趨勢を裏付けている。ただこの均等化が高所得層から低所得層へとスムーズに行われたわけではない。いま次の定理を考えてみよう。

$$Y = \left(\frac{\bar{X}_j}{\bar{X}} \right) = a(1+b)^x$$

ここで a, b は定数, X は年数である。したがってこの定式は各所得分位の所得相対比のビヘービアを示したものであり, 定数 b は所得相対比の年変化率である。

$$b = d \left(\frac{\bar{X}_j}{\bar{X}} \right) / \left(\frac{\bar{X}_j}{\bar{X}} \right) = \frac{d\bar{X}_j}{\bar{X}_j} - \frac{d\bar{X}}{\bar{X}}$$

計算結果は次の通りである。

$D_0 - D_1$	-1.40%	$D_5 - D_6$	0.88
$D_1 - D_2$	0.06	$D_6 - D_7$	0.57
$D_2 - D_3$	0.53	$D_7 - D_8$	0.43
$D_3 - D_4$	0.64	$D_8 - D_9$	0.06
$D_4 - D_5$	0.67	$D_9 - D_{10}$	-0.68

明らかにトップグループの所得相対比は減少し, 第2分位から第8分位は0.4%から0.8%の率で増加している。ところが最低所得分位のそれはむしろ急速に低下し, 地位の改善ではなくその悪化がみられる。 b はもちろん平均個人所得の相対比率の変化率であるから, これだけで所得階層別, ないし所得分位別の所得総額の相対比率の推移を示すわけではなく, 各分位に属する所得者数の構成比を同時に考慮しておく必要がある。にもかかわらず低所得分位の平均個人所得成長率が全体の平均個人所得成長率を大幅に下回することは所得分配の態様をみるときとりわけ興味あるところである。水平的再分配はあるが垂直的再分配はとるに足りないとの見解がかなり一般化している。たしかに所得相対比が改善しているのは第2分位から第8分位までで, 最低所得階層ではほとんど改善されないか, むしろ大幅に悪化している。とくにここであげた8市の全体の平均個人所得成長率が年1.14%であることを考えるならば, この階層の平均個人所得はこの期間に絶対的にも減少していたことがわかる。

4 経済成長と所得分配ないし所得再分配との関係については経済学で古くから論議されてきた。著者は上のべた所得分位別相対比の変化率 b と平均個人所得成長率との比, すなわち

$$\left(\frac{d\bar{X}_j}{\bar{X}_j} / \frac{d\bar{X}}{\bar{X}} \right) - 1$$

からいわゆる再分配効果 b と成長率効果 $d\bar{X}/\bar{X}$ との大小関係の比較を行っている。これで見ると第2分位から第8分位までの再分配効果は成長率効果の約半分となっている。両極の所得階層を別とすれば再分配効果と成長率効果の間にこのように強い共変関係が存在することは注目し得る。take-off 期には所得分配がかえって不均

等であるとの仮説——これをクズネッツ仮説とよぼう——がある。ところがノルウェーの経験はこれとは逆であり, 産業革命の初期においてさえ, 高い経済成長は所得分配の均等化を伴っていた。経済成長の第1の決定要因は貯蓄率であろう。個人の貯蓄率は所得の相対比に依存するものとしよう。

$$\frac{S}{\bar{X}} = u + v(X/\bar{X})$$

もし v が正の定数であるとすれば, 所得再分配は貯蓄率を低下させるだろう。また個人の貯蓄率はある時点における所得の相対比ではなく所得相対比の変化に依存するものとする。

$$\frac{S}{\bar{X}} = w + z \left(\frac{X_t/X_{t-1}}{\bar{X}_t/\bar{X}_{t-1}} - 1 \right)$$

この場合には所得集中の方向いかににかかわらず, 再分配は総体貯蓄率引下げの効果をもつ傾きがある。

これを要するに再分配は一般に総体貯蓄率を低め, したがって経済成長への阻害要因となる。ノルウェーの経験はこの理論仮説と矛盾する。この原因は外部資本すなわち外資導入によるといというのが著者の見解である。事実貯蓄総額に対する純資本輸入額の比率はきわめて大きくとくにノルウェーの take-off 期にあたる20世紀の転換期には4倍ないし5倍にも及んだ。このため国内貯蓄の不足が外部貯蓄によって補足され, 急速な再分配効果の浸透にもかかわらず高い経済成長率を持続できたものと思われる。ただ所得均等化傾向と高経済成長率の共存をもつばら巨大な外部資本調達に求めることには若干の留保が必要であろう。Bjerke と Ankrust が試みたノルウェーのコップ・ダグラス生産関数の計測結果によると経済成長の約3分の1は資本増加で説明できるが約3分の2はむしろ広い意味の技術進歩によるものだという。技術進歩の計測自体にも問題があるため, 上の結果をそのまま認めるつもりはないが, しかし経済成長の説明要因として技術進歩の果す役割を過少評価できないことは明らかである。

5 所得分布の集中度は富の分布パターンによって大きな影響をうけるのはいうまでもない。とくに高額所得層の所得のなかには財産所得が大きな割合をしめていると思われるので富の分布の不均等化は所得分布の不均等化を加重するものと想像される。ところが著者の調査によると私的財産の不均等な分布は個人所得の分布に一般に予想されるほどの大きな影響を与えない。それは第1に投資総額に占める政府投資の割合が増加し, したがっ

て富のうち政府のシェアが漸増していること、第2にいわゆる不動産投資から物的生産投資に移行してきたこと、第3に資本・産出比率が低下していること、そして最後に不均等な所得分布への政府の干渉やコントロールが強化されたこと等があげられている。しかし最後の理由を除き、1, 2, 3 はまさしく富ないし財産分布の均等化を表すものであって、それが所得分布の均等化に寄与したという方がより正確であろう。

6 税制や社会保障制度の異なる国の所得再分配効果を直接比較することには、多くの困難が伴う。たとえばノルウェーでは個人所得税の累進度が高く、課税前の集中度 0.368 が課税後に 0.333 まで下っているが、この累進税率をもしアメリカの個人所得分布に適用できるならば、これによって現行アメリカの個人所得税率とノルウェーの個人所得税率のいずれが強い所得分配効果をもつかの判定がある程度可能になる。しかし両国では、そもそも貨幣単位が異なり、さらに経済条件にも差異があるから、一方の貨幣単位を公定為替相場その他の方法で他の貨幣単位に換算して単位をそろえ、これにただちにどちらかの税率を乗じてみてもまず無意味である。なぜならば、平均個人所得水準がノルウェーに比して高いアメリカの個人所得税率を上のように換算されたノルウェーの各個人所得階層に適用することになると、アメリカでは低所得階層に課せられる税率がノルウェーではたとえばわずかに最高所得階層に課せられることになり、アメリカで中位、上位の所得階層に課せられる税率は、ノルウェーで適用の対象を見だしえないことになるであろう。この弊を防ぐために著者は注目すべき方法を案出している。まず両者において全体の平均個人所得 $\bar{X}$ および平均差すなわち

$$\Delta = \frac{\sum |\bar{X}_i - \bar{X}|}{N^2}$$

を計算する。ついで平均差の単位で所得分布を次のように階層分けする。

	アメリカ	ノルウェー
I $\bar{X} - 1.0\Delta$	1,390ドル	460
II $\bar{X} - 0.5\Delta$	3,420	1,010
III $\bar{X}$	5,460	1,560
IV $\bar{X} + 0.5\Delta$	7,500	2,100
V $\bar{X} + 1.0\Delta$	9,540	2,650
VI $\bar{X} + 1.5\Delta$	11,600	3,200
VII $\bar{X} + 2.0\Delta$	13,600	3,750
	⋮	⋮

第1分位は平均個人所得マイナス平均差の所得階層であり、第2分位は平均個人所得マイナス平均差の2分の1の所得階層である。以下同じである。これら各所得分位の（たとえばドル表示の）所得実額は両国で異なり、いまの場合はアメリカの方がノルウェーよりもはるかに高い。ただ両者はそれぞれの国の平均個人所得から同一平均差単位数だけはなれているという意味で同じ所得分位に属するものと解するのである。したがってアメリカの所得額 X_{ij} は $(X_{ij} - \bar{X})/\Delta = (X'_{ij} - \bar{X}')/\Delta'$ によって平均差単位に直され、これに対応するノルウェーの所得水準もただちに確定する。つぎにノルウェーの各 X'_{ij} に対する個人所得税 t'_{ij} からノルウェーにおける課税前所得に対する課税後所得の比率がでるから、これを対応するアメリカの個人所得に乗ずることによってノルウェーの個人所得税率をアメリカの個人所得に適用した場合の課税後所得が計算される。これを、アメリカの個人所得にアメリカの個人所得税率を適用した場合の結果と比較することによっていずれの租税体系がより強い再分配効果をもつかを確かめることができるのである。まったく同じことはアメリカの個人所得税率をノルウェーに適用する場合についてもいえる。計算結果（たとえば1958年）では、アメリカでは個人所得税課税前、課税後、ノルウェー税率課税後の集中度係数は、それぞれ 0.383, 0.357, 0.349 になり、ノルウェーの個人所得税率がより強い再分配効果をもつことがわかる。またノルウェーでは、個人所得税課税前、課税後、アメリカ税率課税後の集中度係数はそれぞれ 0.368, 0.333, 0.340 となり、ノルウェーの個人所得税率がより強い再分配効果をもつことはこれから明らかである。租税体系や所得水準の相異なる国において、租税や各種社会保障制度の再分配効果を比較する方法として案出された、上の手法はきわめて示唆に富む。ただこの方法がこの種の比較にとって意味をもつためには、同一平均差、たとえば 2Δ , 3Δ 等それぞれが二つの分布——アメリカとノルウェーへの所得分布——においてほぼひとしい確率をもっていることが仮定されなければならない。 2Δ がアメリカの所得分布では高い確率をもっているのに、ノルウェーの所得分布ではごく低い確率しかもたないようなタイプの分布であるならば、この手法によるたくな再分配効果の比較はその理論的根拠を失うことになる。

所得均等化はたしかに一種の歴史的法則といえないこともない。特権的な独占支配力が弱化したたり、財産所得からくる不均等分配効果の低下、混合経済における所得変動の緩和等の経済的諸要因がこの趨勢を助けたことは

疑いえないところであるが、これに劣らず重要なのは教育機会の均等化であろう。これは財産や所得分布の不均等化の原因となる能力の分布を均等化させ、さらには経済成長を推進してそれが逆に所得分布の均等化傾向にいったその拍車をかけることになろう。経済成長と所得分布の均等化がパラレルに進行するという著者の基本テーマは、能力の分布に関する立ちいった検討によってその

論拠をさらにいっそう明らかにするものと思われる。ただ本書は政治的社会的アспектからする若干の検討を別とすればまず経済的分析にかぎられているとみてよい。この点が所得分配のような問題を解く場合の限定になり、研究態度をやや狭くしているように思われる。

(地主重美 社会保障研究所員)

エドウィン E. ウィッテ著

『社 会 保 障 法 史』

Edwin E. Witte; *The Development of the Social Security Act*

Madison, The University of Wisconsin Press, 1963, pp. xv+217.

本書はアメリカの社会保障法誕生をめぐる諸事情について、同法の法案作成に参加した Edwin E. Witte のメモをまとめて公開したものである。

本書の著者は 1887 年に Wisconsin 州 Jefferson County の農場に生れ、Watertown High School を経て Univ. of Wisconsin に進み、同大学で Wisconsin 州の失業補償制度作成を担当した Prof. John R. Commons の指導を受けて経済学を修めている。1933 年に出身大学の専任教授となり、その翌年に大不況の打撃克服を企図していた当時の大統領 Roosevelt に招かれて、大統領の新政策推進の一部である社会保障法実現に参画している。それ以来、かれは社会保障制度に関与し、1960 年に 72 歳で没するまで、「社会保障の父」と呼ばれて社会保障制度の発達を見守ってきた。その間に、かれは政府の活動に寄与するとともに、他方、学問の分野にも大きな貢献をして多くの学問的業績を残しており、本書も数多い労作の一つに挙げられる。

本書は著者の死亡後 Univ. of Wisconsin Press から 1963 年に出版されたもので、1934 年当時労働長官として著者とともに社会保障法案作成を担当した Francis Perkins が故人を偲んで序文に筆を執り、Assistant Secretary of the Dept. of Health, Education, and Welfare の Wilber J. Cohen と Univ. of Wisconsin の Robert J. Lampman が当時の状況に対する解説を加えている。著者の筆になる部分は第 1 部と第 2 部に分れており、これに追録が加えられている。第 1 部は経済保障委員会

(Committee on Economic Security) と社会保障法に関する一般的な歴史的背景、第 2 部は社会保障法に含まれたまたは含もうと企図した各項目についてそれぞれの推移に関するメモと解説および当人の見解が記されており、追録には I 経済保障委員会と経済保障諮問委員会を設立した大統領命令 (Executive Order Establishing the Committee on Economic Security and the Advisory Council on Economic Security), II 1935 年の社会保障法案に関する「少数意見」の抜粋、および III 1935 年に大統領に対して経済保障委員会が提出した健康保険に関する主要な通達書簡と要約が収められている。さらに、第 1 部は経済保障委員会の組織に関する背景、経済保障委員会の組織、活動開始、技術委員会の組織と役割、スタッフの選出とかれらの機能、経済保障委員会の全国会議、経済保障の諮問委員会、経済保障委員会の報告、国会討議の順にそれぞれ当時の記録が示されている。第 2 部は失業補償、老齢扶助、老齢保険、児童保険、公衆保健活動、健康保険、職業に関するリハビリテーション、盲目年金、管理運用の柱に従ってそれぞれをめぐる推移が述べられている。さらに最後には、比較的にな小きな本であるにもかかわらず、読者の便に資するために索引がつけられている。以上の内容を通していえることは、本書が単なる社会保障制度そのものの歴史を語るだけではなく、一つの法律がいかなる政治的推移を経て設けられるものかということや、行政部局内における各種の立場の人々の間で一つの法律に対する理念や利害関係がみられる相